

2025年8月

[LinkedIn](#)でフォローする 

規制に関する最新動向

RWE訴訟、世界規模での企業の気候変動責任に関する画期的な法的先例を確立

著者：[Ruth Knox](#)・[Matthew Ivor-Jones](#)・[Raphaël Saint George](#)

ハム上級地方裁判所（Higher Regional Court of Hamm）が最近下した判決は、原告個人の気候変動被害に関する請求を棄却したものの、ドイツで事業を展開するエネルギー企業にとって極めて重要な意味を持つ法的先例を確立しました。すなわち、ドイツ民法の下では、温室効果ガス（GHG）を大量に排出する主要企業は、気候関連の被害に対する自らの相対的な寄与度（割合）に応じて法的責任を問われ得るというものです。

「[Luciano Lliuya対RWE AG事件](#)」の最終判決において、裁判所は、ペルー人原告Saúl Luciano Lliuya氏が、ワラス市にある自身の財産に対する氷河湖決壊洪水の差し迫った脅威（ドイツ民法1004条に基づく要件）を十分に立証することはできなかつたとしつつも、同氏の法理そのものは妥当であり、法的に許容されるものであると認めました。もし同氏が自身の財産に対する被害が及ぶより高い蓋然性を立証できていた場合、RWEは過去の排出量について責任を問われていた可能性があったと裁判所は判断しました。この過去の排出量とは、「[Heede調査（Heede \(2014\), Carbon Majors: Accounting for carbon and methane emissions 1854–2010\)](#)」に基づき、産業革命以降の世界の産業用GHGの0.38%を占めると推定されるものです。

エネルギー生産企業にとって特に留意すべき点は、合法的な事業活動（例えば本件のRWEのように、国が発行した許可に基づいて操業している場合や、EU排出量取引制度の要件を遵守している場合など）であっても、結果として気候関連の被害が生じた場合には、企業が法的責任を免れるわけではないと裁判所が判断した点です。また、この判決は、これまで石油・ガス会社を気候変動に対する責任から守ってきた伝統的な企業の抗弁を退けました。具体的には、以下の通りです。

- 「大海の一滴（微々たるもの）」という抗弁の却下：裁判所は、絶対的なシェアよりも相対的な寄与度の方が重要であるとしました。0.38%という排出シェアであっても、他の排出者と実質的に比較した場合には大きな意味を持ち得るとしています（判決文35頁）。
- アトリビューション科学（帰属科学）の承認：裁判所は、アトリビューション科学が有効な証拠ツールになり得ることを受け入れ、特定の企業の排出量と具体的な気候関連リスクとの間の因果関係を確立するために気候科学を用いることができると明言しました。これは、世界的な気候変動訴訟におけるアトリビューション科学の利用において、極めて画期的な進展です。

- **親会社の責任**：親会社は子会社の排出量について責任を問われる可能性があります。責任を事業会社に転嫁しようとしたRWEの試みは退けられました（判決文31頁）。
- **被害の予見可能性（1960年代への遡及）**：裁判所は、RWEほどの規模と専門性を持つ企業であれば、1958年の「キーリング曲線」の発表以降、GHG排出が環境にもたらす結果を認識していたはずであると判断しました（判決文34頁）。ただし、法廷（Senate）は、原告が帰属を正当化できるのは、被告の排出量のうち2004年7月15日以降に発生した部分のみに基づくとした点に留意が必要です。
- **地理的距離の無関連性**：裁判所は、地理的な距離は法的に無関係であることを確認しました。排出者と被害者が何千キロメートル離れていたとしても、企業は国外で発生した損害について、ドイツ国内で責任を問われる可能性があります（判決文52頁）。
- **科学技術の監視義務**：裁判所はまた、企業は「関連分野における科学的および技術的発展の進捗状況を継続的に監視しなければならない」と判示しました。

本判決の実務的な影響

Lliuya氏の請求自体は、被害の差し迫った危険性が十分に認められないとして棄却されました（裁判所は、30年以内に氷河湖の氾濫が同氏の財産に被害を及ぼす確率をわずか1%と見積もりました）。しかし、この判決は、ドイツ法の下では、被害がドイツ国内で発生したという要件なしに、民間当事者が過去の排出量に基づいて気候関連の財産請求を提起できることを確立しました。裁判所はさらに、「被告の因果関係の寄与度（割合）は、一度確立されたからといって、将来にわたって一定であると想定することはできない。むしろ、この割合は絶えず変化するものであり、それに応じて調整されなければならない」と指摘しています。この判決は、ドイツ国内で事業を展開している、あるいはドイツに登録事業体を持つ石油・ガス会社、さらにはサプライチェーンや企業構造を通じてドイツの管轄権に服する石油・ガス会社にとって、今後の実務に大きな影響を及ぼす可能性があります。

本稿の内容に関してご質問等がございましたら、以下のポールヘイスティングスの各国法弁護士まで、どうぞお気軽にお問い合わせください。

ロンドン

Ruth Knox
+44-20-3321-1085
ruthknox@paulhastings.com

Matthew Ivor-Jones
+44-20-3023-5250
matthewivor-jones@paulhastings.com

パリ

Raphaël Saint George
+33-1-42-99-04-72
raphaelsaintgeorge@paulhastings.com

東京

Olga Belosludova
+81-3-6229-6137
olgabelosludova@paulhastings.com

免責事項：「Stay Current」は、ポールヘイスティングスのクライアントおよび関係者の皆様への情報提供のみを目的として発行されたものであり、法的なアドバイスとして依拠または解釈されるべきものではありません。本稿に示されている見解は執筆者個人のものであり、必ずしもポールヘイスティングスの公式な見解を代表するものではありません。最近の動向や特定の事実関係に関する具体的な情報については、必ず法律顧問の意見をお求めください。なお、本資料は一部の法域において「弁護士広告」とみなされる場合がございます。ポールヘイスティングスは有限責任事業組合（LLP）です。